# 自己所有の共同住宅(マンション等)にお住まいの方・管理組合の方へ

# 平成28年熊本地震

一部損壊世帯(修理費 100 万円以上)への「災害義援金」のご案内 ( 平成31年2月8日現在 )

平成28年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

※日本赤十字社・共同募金会・熊本県・熊本市でお預かりした義援金は、その全額を被災者の皆様に お届けしています。

#### 1. 配分対象及び配分額

〇配分対象

住家が一部損壊の判定を受け、修理費用に 100 万円以上支出した世帯

〇配分額

1世帯当たり10万円

○修理の対象範囲

日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は除きます(詳細は下表のとおり)

対象となる 工事箇所・部分	・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開口部(ガラス・鍵の交換も含む) ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、給排気設備(換気扇等) ・衛生設備(便器、浴槽等)、給湯設備(電気温水器等) ※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えや リフォーム、グレードアップは対象となりません。
対象外の 工事箇所・部分	<ul><li>・内装(間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳)</li><li>・外構(門、車庫、カーポート、塀、柵等)</li><li>・家電製品</li></ul>

#### 2. 共同住宅(マンション等)の取り扱い

〇 り災世帯(専有部分)の修理費用が 100 万円に満たない場合でも、管理組合による共用部分 の修理の個人負担相当額との合計額が 100 万円以上となる場合は、配分の対象となります。

【個人負担相当額 = 共用部分修理費総額 ÷ 全戸数(賃貸室及び空き家を含む)】

- 自己所有の共同住宅(マンション等)にお住まいの一部損壊の被害を受けた世帯が申請をされる場合、以下の4つの申請方法があります。
  - ① 世帯主が、自身で行った専有部分の修理費用が 100 万円以上として申請
  - ② 世帯主が、共用部分の修理費用の個人負担相当分が 100 万円以上として申請
  - ③ 世帯主が、専有部分の修理費用及び共用部分の修理費用の個人負担相当額の合計が 100万円以上として申請
  - ④ 共同住宅の管理組合代表者(理事長等)が、各対象の世帯主から、申請・受取に関して委任 を受けて、代表して申請(共用部分の個人負担相当額が100万円以上の場合のみ)

- ※ 世帯主が申請される場合、管理組合から義援金相当額を積立金として請求される場合があり得ますので、あらかじめ、管理組合にご相談ください。
- ※ 上記②~④の方法で申請される場合、共用部分の修理費の個人負担相当額について、あらかじめ本市が確認を行ったうえで管理組合に発行する「共用部分にかかる修理費証明書(様式2-2)」が必要となります。本市から管理組合に発行後、管理組合から当該証明書の写しを受けて、申請を行ってください(管理組合の方は、本案内文の6及び7をご参照ください)。
- ※ 賃貸住宅の場合は、この取扱いはできません。所有者が修理を行えず、賃借人が自ら修理を行いその費用を負担した場合は配分の対象となり、世帯主による申請が可能です。

# 3. 必要書類等(申請方法①~③の場合)

く提出書類等>

		個 人 申 請			管理組合 (代理申請)	
		自己所有の共同住宅 (マンション等)			自己所有の共同住宅 (マンション等)	
			専有部分のみ	専有部分+共用部分	共用部分のみ	共用部分のみ
必要書類(要添付)	1	申請書(個人用) (様式1-1) (管理組合委任用) (様式1-2)	〇 (個人用)	〇 (個人用)	(個人用)	(管理組合委任用)
	2	住家のり災証明書(写し可)	0	0	0	(全委任世帯分)
	3	修理工事の領収書(写し可)	0	〇 (専有部分)		
	4	振込口座の通帳の写し	0	0	0	(管理組合代表者)
	5	印鑑(認め印可)	0	0	0	〇 (代表者印)
	6	共用部分にかかる修理費証明書 (様式2-2)		0	0	0
	7	申請•受取委任状(様式3)				0
確認書類	8	修理工事の内容がわかる書類 (工事内訳書、工事明細書、見積書、工 事前後の写真等)	0	〇 (専有部分)		

- ※ 確認書類は、提出の必要はありませんが、申請時に窓口で確認させて頂きます。
- ※ 工事内訳書等の修理内容がわかる書類が無い場合は、窓口にて内容をお伺いします。

# 4. 申請期限

○ 平成32年(2020年)3月31日(火)まで ※平成31年3月29日(金)から1年間再延長となりました

#### お問い合わせ・申請窓口

○各区役所総合相談窓口:受付時間:月~金曜日の9:00~16:00(祝日除く)

[中央区]:中央区役所(市役所1階) 096-328-2105

[東区]:東区役所 096-367-9267 [西区]:西区役所 096-329-2829 [南区]:南区役所 096-357-4757 [北区]:北区役所 096-272-1972

# く管理組合の方へ>

★共用部分の修理費の個人負担相当額については、あらかじめ修理の対象範囲にかかる工事箇所・部分を特定しておく必要があるため、本市に対して、共用部分の修理費の審査を申請し、証明を受ける必要があります。

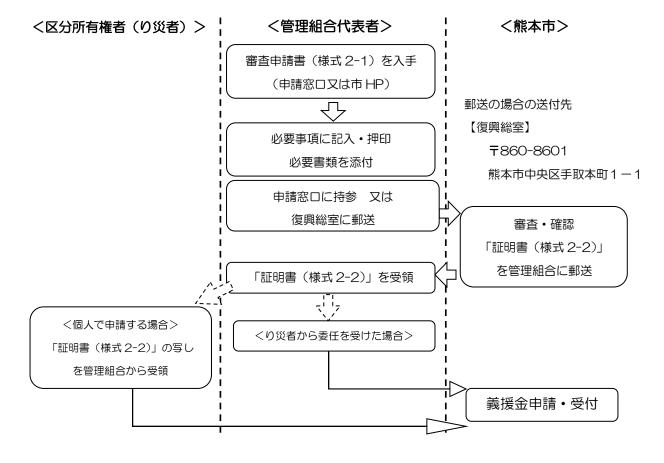
## 6. 「共用部分にかかる修理費証明書(様式2-2)」の申請方法

舗として利用されている戸室など、全ての戸室を含みます。

○ 管理組合代表者の方が、5の申請窓口または市ホームページにて「区分所有建物の共用部分にかかる修理費審査申請書(様式2-1)」を入手し、必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添付して、申請窓口に持参又は復興総室への郵送により、ご提出ください。

#### <必要書類>

- 修理工事の領収書(写し)
- 修理工事の内訳がわかる書類の写し(工事内訳書・工事明細書・見積書・工事前後の写真等)
- ・ 共同住宅の戸数が確認できる書類(管理組合員名簿等)※戸数には、区分所有権を有している方が居住している戸室だけでなく、空き戸室、賃貸戸室、店
- 後日、復興総室で審査のうえ、当該管理組合代表者の方に、「共用部分にかかる修理費証明書(様式2-2)」を郵送にて交付します。(交付まで時間を要する場合があります。)
- 交付を受けた後、必要に応じ、各入居世帯(賃貸での入居者・店舗・事業所等を除く)に交付してください。
- ※「共用部分にかかる修理費証明書」の申請・発行の流れ



# 7. 管理組合に申請・受取を委任された場合の必要書類等(申請方法④の場合)

#### く提出書類等>

- 申請書(管理組合委任申請用「様式1-2」)
- 委任者の住家のり災証明書(写し可)(委任する全戸分)
- 予め市の確認を受けて発行された「共用部分にかかる修理費証明書(様式2-2)」
- 〇 申請・受取委任状(様式3)
- 代表者の振込口座の通帳の写し(振込先は、委任を受けた代表者名義に限ります)
- 〇 代表者の印鑑
- ※賃貸で入居されている世帯は、申請・受取を委任することができません。

## 注意事項

- 1. 申請書の記載誤りや内容に疑義等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。 記載漏れや誤りが無いようにご注意ください。
- 2. 義援金の申請受付後、審査のうえで支給を決定します。<u>毎月末日までに申請された分について、</u> 翌月25日(休日の場合は翌営業日)に指定の口座に振り込みますので、予めご了承ください。
- 3. 支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。<u>指定の口座への振込みをもって、決定通知に</u> 代えさせていただきます。
- 4. 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。
- 5. <u>修理費用には対象外となる工事箇所・部分に係る修理費用は含まれません</u>。 申請内容に虚偽があった場合は、受け取った義援金を速やかに返還して頂きます。
- 6. 今後、追加配分があった場合は、改めて申請する必要はありません。申請時に指定された口座に 追加で振り込みます。委任された場合、追加配分を委任者に振り込むことはできません。